

日 時：令和 8 年 5 月 20 日（水）13:00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、小笠原委員、宍戸委員、  
藤井委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、津村審議官、戸梶総務課長、  
香月参事官、日置参事官、山口参事官、片岡参事官、安蒜参事官

○戸梶総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、新保委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第356回個人情報保護委員会を開催いたします。  
本日の議題は一つです。

議題 1「国際協力関係について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議題 1 について御説明いたします。資料 1 の 1 ページ目を御覧ください。

この度、フィリピンのデータ保護・プライバシー機関である、フィリピン国家プライバシー委員会（NPC）と、個人情報保護に関する協力覚書（MOC）を締結いたします。グローバルな個人データの流通が増大する中、国境を越えた執行協力体制構築のため、当委員会は海外のデータ保護・プライバシー機関との協力関係の強化を図っているところでございます。今回締結するMOCは、我が国及びフィリピンの両機関が、個人データの保護に関する法令の執行において、相互に支援するため、特定の事案に関する情報交換を促進するほか、双方のプラクティスやガイダンスを含む法執行に有益な情報共有を推進するとともに、既存の両機関間の協力における取組を、一層強化することを目的としています。

MOCの締結は、締結する相手方組織の意向を踏まえつつ、我が国との経済的な結び付きや執行事例の情報共有を行うことによって得られるメリット等を勘案して検討を行っております。フィリピンNPCからは、かねてより当委員会とのMOC締結の意向が示されており、断続的に協議を行ってまいりました。また、フィリピンは、我が国との経済的な結び付きも強く、多くの日系企業がフィリピンに進出しており、今後、日系企業による更なるビジネス展開に伴い、我が国とフィリピンとの間で個人データの越境移転ニーズは高まっていくものと考えております。

こうした情勢を踏まえますと、当委員会がフィリピンNPCとMOCを締結することにより、個人データの漏えい等事案の調査に係る情報を提供する際に必要となる条件や手続が明確となり、個別の執行事案についての情報交換が円滑に行われるなど、必要なときに必要な協力を確実に得るための実効性のある関係を構築することができ、我が国及びフィリピンの両機関の協力関係の一層の強化につながることを期待されます。

MOCの署名については、本年 6 月 1 日に来日予定のフィリピンNPC、ヨハン・カル

ロス・バルセナ委員と、当委員会の手塚委員長との間で実施する方向で調整中です。

本MOCの効力発生日は、署名日である6月1日となるため、本日の委員会資料1-1ないし1-3につきましては、一旦委員会公式ウェブサイトには掲載しないこととし、署名後、追って掲載することを検討しております。また、委員会資料の掲載と同時に、プレスリリースを公表することを予定しております。

説明は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について御質問、御意見を願いたいと思います。

よろしいですか。

それでは、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、後日公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。ありがとうございました。